

# 平成28年度第1回札幌市営企業調査審議会総会

日 時 平成28年4月20日(水) 午後3時から  
会 場 ホテル札幌ガーデンパレス 2階 丹頂

## 会議次第

- 1 市長あいさつ
- 2 委員及び理事者紹介
- 3 諮問書の朗読
- 4 諮問内容説明
- 5 質 疑
- 6 今後の運営方法の審議

## 資 料

- 諮問書 .....資料1
- 札幌市営企業調査審議会委員名簿 .....資料2
- 札幌市営企業調査審議会条例 .....資料3
- 札幌市路面電車事業の概要 .....資料4

## 諮 問 書

平成 28 年（2016 年）4 月 20 日

札幌市営企業調査審議会

会長 松井 佳彦 様

札幌市長 秋元 克広

路面電車事業の経営基盤の安定化に向けた適正な利用者負担について（諮問）

本市交通事業は、人口増加と市街地の拡大などによる輸送需要の増加に対応するため、都市交通網の拡充が図られるなか、公共交通の中心的な役割を果たし、まちづくりを支えてきました。

しかし、少子高齢化による生産年齢人口の減少などから、本市の財政状況は将来的に厳しさを増すことが予想され、市営交通を含む公共交通ネットワークをいかに効率的かつ安定的に維持していくかが大きな課題となりました。

このため、路面電車事業については、将来の市民負担を明確にしたうえで、「存廃」を含めたあり方の検討を行うとの方向性を定め、様々な市民議論などを経て、平成 17 年に札幌市として存続させることを決定しました。

その後、平成 24 年には、まちづくりへの活用のあり方や経営の健全化に向けた考え方などを取りまとめた「路面電車活用計画」を、平成 26 年には、この計画の基本的方向性に沿った「札幌市交通事業経営計画」を策定し、経営の効率化や利用者負担のあり方を見直すことで収支不足を解消し、健全な経営の確立を図ることとしております。

つきましては、今後も見込まれる収支不足を解消し、経営基盤の安定化を図るとともに、これからも路面電車が「市民の足」を守り、「ゆたかなくらし」と「まちの発展」を支える重要な役割を果たしていくため、運賃水準の見直しなどによる適正な利用者負担について、貴審議会のご意見を承りたく諮問させていただきます。

## 札幌市営企業調査審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	役職等	交通	水道	下水道	病院
足立 敬允	市民委員			○	○
油矢 紗也香	一般社団法人札幌青年会議所副理事長		○	○	
大平 義隆	北海学園大学経営学部教授	○	○		
岡部 聡	北海道大学大学院工学研究院教授			○	
加藤 欽也	札幌商工会議所政策委員会委員長	○		○	
川端 美樹	札幌市PTA協議会会長	○		○	
木村 克輝	北海道大学大学院工学研究院准教授			○	
今 真人	一般社団法人札幌市医師会副会長				○
斉田 顕彰	弁護士（札幌弁護士会所属）	○			○
齋藤 友子	株式会社まるいち代表取締役社長	○	○		
笹川 貴美雄	市民委員	○		○	
菅原 光宏	北海道経済連合会理事事務局長		○		○
杉山 洋勝	市民委員		○	○	
高田 安春	市民委員	○			○
高野 伸栄	北海道大学公共政策大学院教授	○			
高橋 結子	公益社団法人北海道看護協会専務理事				○
田作 淳	市民委員	○	○		
徳田 禎久	北海道病院協会理事長				○
行方 幸代	一般社団法人札幌消費者協会理事		○		○
早坂 浩司	株式会社北海道医療新聞社常務取締役				○
平本 健太	北海道大学大学院経済学研究科教授			○	○
福迫 均	北海道中小企業団体中央会専務理事		○	○	
松井 佳彦	北海道大学大学院工学研究院教授		○		
森田 久芳	市民委員		○		○
山本 裕子	北海学園大学工学部准教授		○		
吉岡 孝修	株式会社北海道新聞情報サービス代表取締役社長	○	○		
吉田 賢一	連合北海道札幌地区連合会事務局長	○		○	

以上27名

## 札幌市営企業調査審議会条例

昭和 40 年 12 月 15 日  
条 例 第 3 2 号

(設置)

第 1 条 本市の公営企業（以下「公営企業」という。）に関する諸施策の運営に資するため、札幌市営企業調査審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、公営企業に関し、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項につき調査審議する。

- (1) 運営管理の方針に関すること
- (2) 財政に関すること
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、自ら調査審議して市長に意見を申し出ることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第 6 条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会所属の委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

# 札幌市路面電車事業の概要

1	これまでの経緯 .....	1 頁
2	運賃 .....	2 頁
3	予算の概要 .....	3 頁
4	業務量 .....	4 頁
5	主要事業 .....	5 頁
6	過去5年間の傾向 .....	6 頁
7	輸送人員の推移 .....	7 頁

# 1 これまでの経緯

## ～H13 存廃議論に至るまでの背景

- 昭和46年度以降、地下鉄の開業に伴う事業規模の縮小、沿線の集客施設の移転、少子高齢化による生産年齢人口の減少などにより、乗車人員は減少傾向で推移
- 乗客の減少傾向が続き、収支の好転が見込まれず、企業経営的には危機的な状況に陥ることが予想され、市営交通を含む公共交通ネットワークをいかに効率的かつ安定的に維持していくかが課題となった
- これらの課題を踏まえ、平成13年に「交通事業経営改革会議」を設置し、路面電車の存廃を含めた議論が進められた

## H17.2 路面電車の存続が決定（市長表明）

- 市民アンケートの実施やフォーラムなど、様々な市民議論を経て、市民の意向や路面電車が持つ人や環境に優しい特性、まちづくりへの活用の可能性などを踏まえ、存続を決定した

## H22.3 札幌市路面電車活用方針（札幌市）

- 路面電車事業の経営基盤の強化やまちづくりへの活用を図るために路線を延伸すべきとの方針を定めた

## H24.4 札幌市路面電車活用計画（ループ化編）（札幌市）

- 路線のループ化、新型低床車両の導入、既設線の機能向上等の具体的取組みと経営健全化への考え方を整理した
- 経営の効率化や利用者負担のあり方（適正な運賃水準など）を見直すことで、収支不足を解消し、健全な経営を確立する
- 新たな設備投資は、国の補助制度を有効に活用しながら、税負担により整備を進め、運行・維持管理の費用は乗車料金等で負担する

## H25.4 札幌市軌道運送高度化実施計画（札幌市）

- 札幌市路面電車活用計画（ループ化編）の取組みを実施するための計画
- 札幌市議会による決議を経て、国土交通大臣の認定を受けた

## H26.6 札幌市交通事業経営計画（計画期間：H26～H30、札幌市交通局）

- 路面電車事業を含めた現在の市営交通事業全体の経営計画
- 札幌市路面電車活用計画（ループ化編）の目的達成に向け、この経営計画に基づき具体的取組を進めている

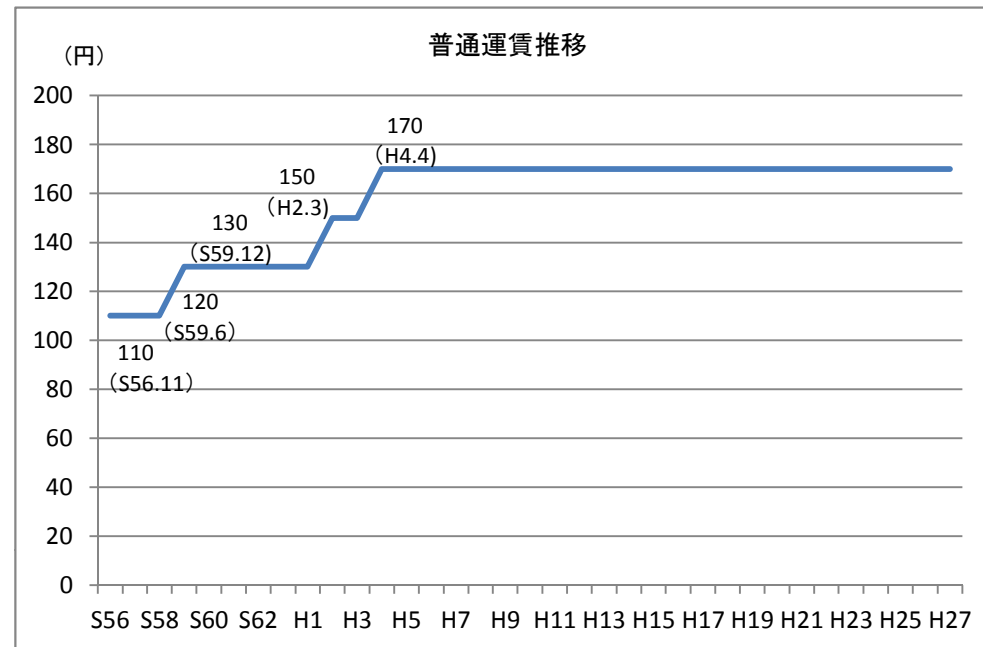
## 2 運賃

### (1) 現行電車運賃（抜粋）

（単位：円）

種 別		単 独 運 賃	乗 継 運 賃 (地下鉄1区)	
定 期 外	普通	大人	170	290
		子ども	90	150
	特殊	大人	90	150
		子ども	50	80
	貸切	普通車	15,740	
		低床車	18,880	
どサンこパス (土日祝・年末年始に大人1名 と子ども1名が1日乗り放題)		310		
定 期 (1 か 月)	通勤	7,550	12,710	
	通学(大人)	5,250	8,090	
	通学(子ども)	3,150	4,510	

### (2) 過去の運賃改定概要



（単位：円）

	昭和56年 11月6日	昭和59年 6月1日	昭和59年 12月1日	平成2年 3月3日	平成4年 4月1日	平成26年 10月1日
普通運賃 (改定額)	110 (20)	120 (10)	130 (10)	150 (20)	170 (20)	170 (0)
定期 運賃	通勤(1か月) (改定額)	4,950 (900)	5,400 (450)	5,850 (450)	6,480 (630)	7,550 (210)
	割引率	25%	25%	25%	28%	28%
	通学(1か月) (改定額)	3,300 (600)	3,600 (300)	3,900 (300)	4,500 (600)	5,250 (600)
	割引率	50%	50%	50%	50%	50%

### 3 予算（平成28年度）の概要

(単位：百万円、税込)

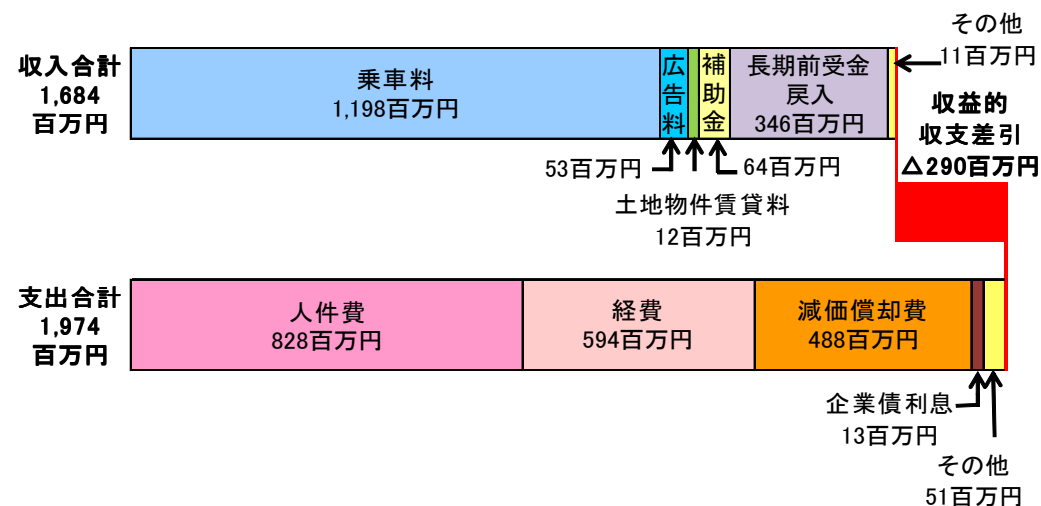
項目		27年度予算	28年度予算	差引 (28-27年度)
経常収支	営業収入 (乗車料・広告料等)	1,229	1,273	44
	営業支出 (人件費・経費)	1,608	1,910	302
	営業収支 (本業による利益)	△ 379	△ 637	△ 258
	営業外収入 (補助金等)	232	411	179
	営業外支出 (支払利息・消費税等)	68	54	△ 14
	営業外収支 (本業以外による利益)	164	357	193
	予備費	10	10	0
	経常収支	△ 225	△ 290	△ 65
収益的収支		△ 225	△ 290	△ 65
資本的収支	資本的収入 (企業債・補助金)	250	752	502
	資本的支出 (建設改良費等)	423	943	520
	資本的収支差引	△ 173	△ 191	△ 18
当年度分損益勘定 留保資金等		75	208	133
当年度資金過不足額		△ 323	△ 273	50
過年度分資金過不足額		765	442	△ 323
累積資金過不足額 (資金残)		442	169	△ 273

※27年度予算は当初予算（繰越含まない）である。

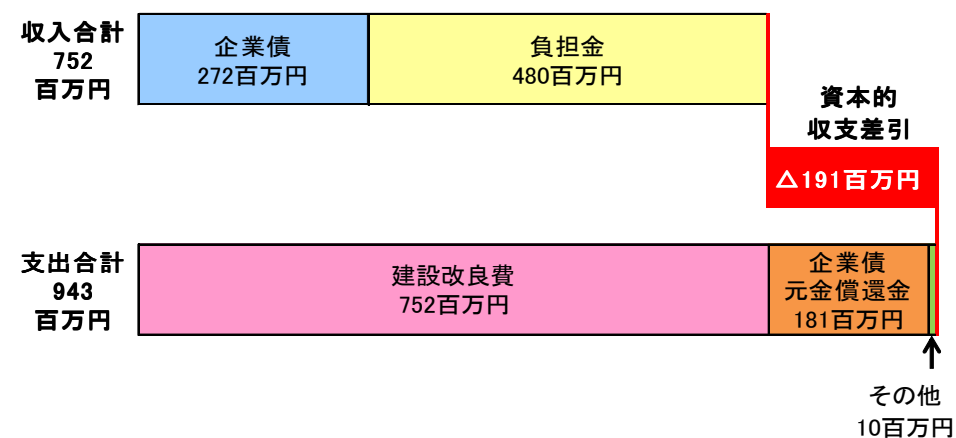
(過年度分資金過不足額は平成26年度決算額)

※28年度予算の過年度分資金過不足額欄は決算見込額である。

#### ●収益的収支



#### ●資本的収支





## 4 業務量

区 分	28年度予算 (A)	27年度		差 引 増 減 △			
		当初予算 (B)	決算見込 (C)	当初予算対比		決算見込対比	
				増 減 (A)-(B)=(D)	増減率(%) (D)/(B)	増 減 (A)-(C)=(E)	増減率(%) (E)/(C)
在籍車両数	両 33	両 33	両 33	両 0	0.0	両 0	0.0
走行キロ	千Km 852	千Km 839	千Km 836	千Km 13	1.5	千Km 16	1.9
輸送人員	千人 8,361	千人 8,356	千人 8,289	千人 5	0.1	千人 72	0.9
	人 22,907	人 22,831	人 22,647	人 76	0.3	人 260	1.1

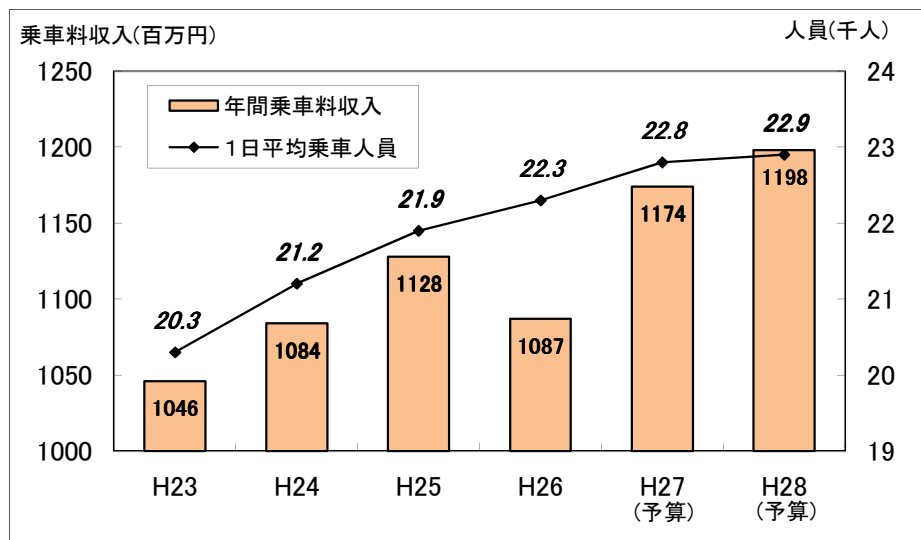
## 5 主要事業（平成28年度）

（単位：千円）

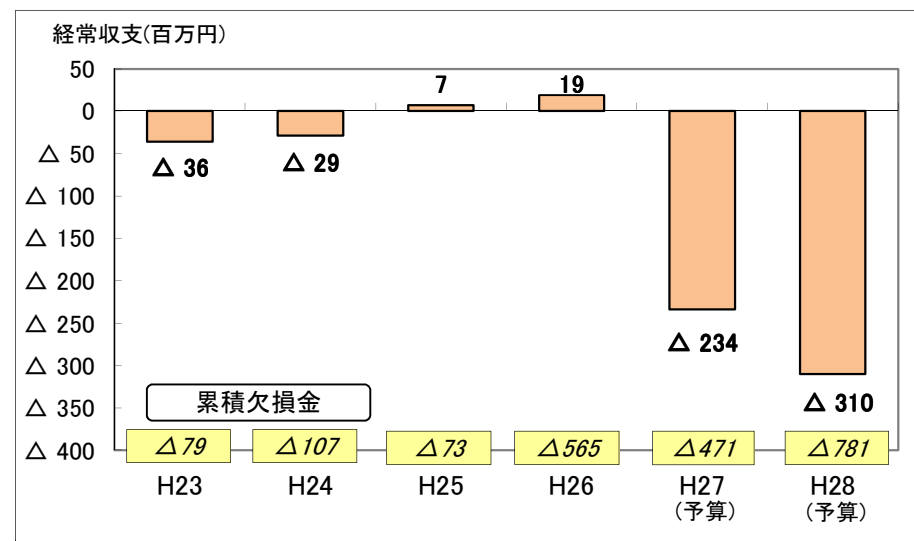
項 目	平成28年度 予 算 (A)	平成27年度 予 算 (B)	差 引 (A)－(B)	事 業 の 主 な 内 容
建設改良事業	752,000	250,000	502,000	<b>建設改良事業</b> 百万円 <b>&lt;安全の確保&gt;</b> 車両車体・艀装改修等 125 200形車両の車体等の延命改良
同上財源内訳	企業債	272,000	164,000	<b>&lt;快適なお客さまサービスの提供&gt;</b> 街路拡幅事業 241 既設線再整備
	負担金	480,000	86,000	<b>&lt;まちづくりへの貢献&gt;</b> 停留場バリアフリー化改修 240 既設停留場のバリアフリー化改修工事 <b>&lt;その他&gt;</b> その他改修等 146 軌道検測装置購入等

## 6 過去5年間の傾向

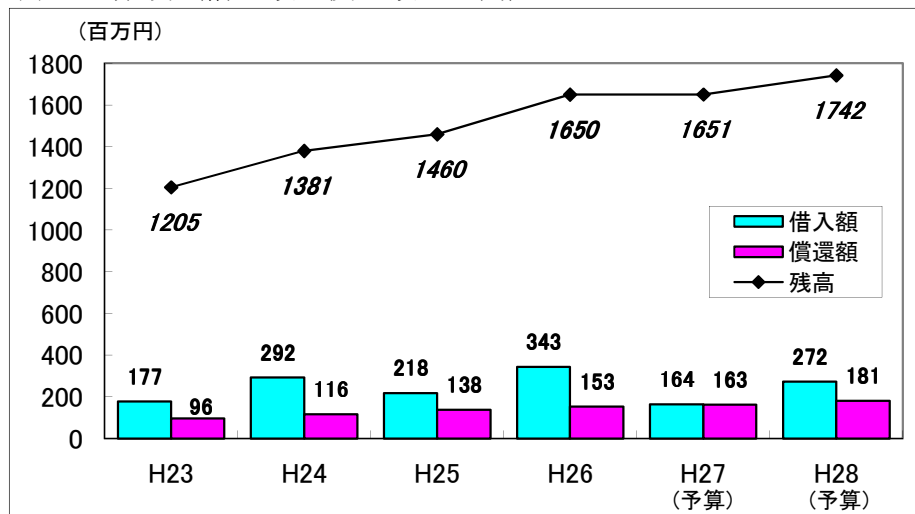
(1) 1日平均乗車人員及び年間乗車料収入



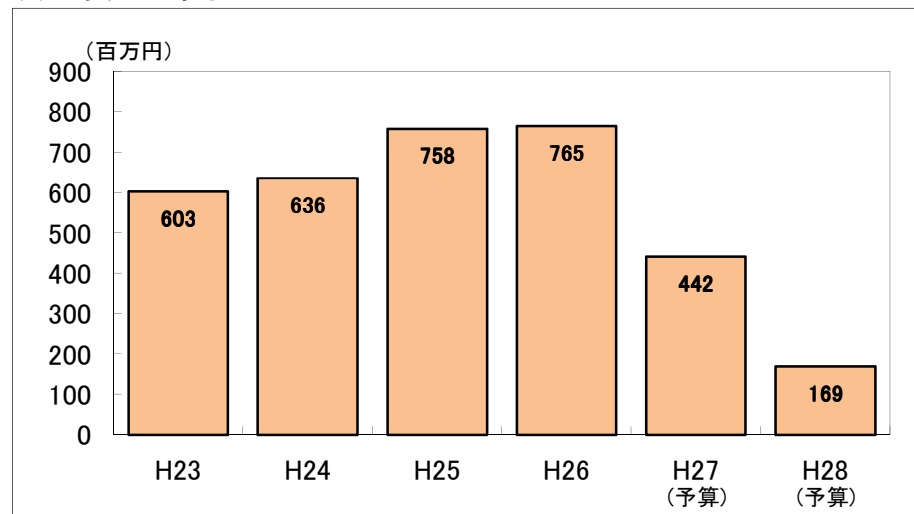
(2) 経常収支と累積欠損金 (税抜)



(3) 企業債 (借入額・償還額・残高)



(4) 資金の状況



## 7 輸送人員の推移（一日平均）

